

## 平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 10 回会議要旨

### <開催日>

平成 24 年 9 月 5 日（水）

### <場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（4 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

説明者（1 名）

経常事業 29「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」、  
521「中小企業向け制度融資」、527「商工相談」、  
530「産業コーディネーターの活用」、537「新宿ビズタウンネット」、  
538「新宿ビズタウンニュース」、539「産業創造プランナー」  
産業振興課長

### <開会>

#### 1 経常事業ヒアリングの実施

##### 【部会長】

それでは、始めさせていただきます。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を3つの部会に分けておりまして、この部会は第3部会です。第3部会のテーマは自治コミュニティ、文化、観光、産業ということになっております。

（趣旨説明、委員紹介）

それでは、産業振興課長に説明をお願いします。

##### 【説明者】

経常事業29「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」についてご説明します。

この事業は、企業向けの融資制度であり、後程ご説明します中小企業向け融資制度の一つですが、ワーク・ライフ・バランス推進企業を増加させるという政策体系であるため、別の位置付けにしています。

融資対象ですが、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づいてワーク・ライフ・バランス推進企業として申請書が受理された企業、あるいは、国が認定する次世代育成支援対

策推進法に基づいた一般事業主行動計画を策定して届け出た企業です。

貸付限度額500万円以下で2.1%の金利を設定していますが、そのうち3分の2である1.4%を区が補助し、自己負担金利は3分の1になっています。信用保証料についても、全額区が負担する優遇措置をとっています。

このような制度ですが、実績はあまり上がらず、改革改善の内容にもあるとおり、予算の執行率の低さを課題としています。制度融資全般的に、中小企業のセーフティーネットとして、一定の緊急対応に備えておく必要がありますが、景気動向によって、もう少し予算を削減するなど工夫はできると考えています。当初予算額からみた執行率は、21年度は60.1%ですが、23年度は35.4%であり、実績も5件となっています。

事業の方向性についてですが、ワーク・ライフ・バランスの取組みは、社会において求められているものであり、優遇措置や誘導措置などが今後も必要であると考えますが、執行率を考えると、もう少し啓発に努めていく必要があると思います。

主管課の男女共同参画課が、ワーク・ライフ・バランス推進企業を表彰しており、そういう機会を捉えて制度融資の紹介やあっせんを行うほか、区内の各金融機関に制度融資の案内冊子を配布し、必要に応じて銀行や信用金庫の営業の方々に紹介いただいています。

さらにもう一步、ワーク・ライフ・バランス推進企業を増加させるため、区全体で取り組んでいく必要があると考えています。

#### 【部会長】

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

#### 【委員】

改善改革の内容のところで、執行率が低いことについての意識を踏まえた上でのこととしての記述がありますが、この執行率が高いか低いかということについての議論はまた別途あると思うので、今は置いておきます。

その次ですが、その反面、「中小企業者のセーフティーネットの一環として」という表現があります。こちらについて、冒頭にご説明があったとおり、いわゆるワーク・ライフ・バランスという社会的な問題意識を推進するという政策体系のもとでの資金ということからすると、セーフティーネットという言葉は緊急的な支援策をあらゆる際に使うのではないかと思います。中長期の社会基盤を形成していくための重要な資金であるので、当面、取り扱いが低いけれども維持していくということの意義を前提にして、もう少し気長に取り組んでいきたい、温かい目で見てくださいと、こういうことなのではないかと思うのですが、中小企業者がお困りの場合にと、セーフティーネットの一環として、というのは少し意味が違うのではないかと思うのですが、いかがですか。

#### 【説明者】

ご意見のとおり、この事業は企業の緊急対応のためではありません。広い意味でセーフティーネットとしての使い方もあり得ると考え記述しましたが、ご指摘のとおり、もう少し別の表現もあったと思います。

【委員】

冒頭の的確なご説明の方が、表現としては良いように思います。

【説明者】

はい。

【委員】

政策目標にのっとり地道に取り組んでいきたいということで理解してよろしいわけですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

「景気動向等を踏まえ」と書いてあるので、一体どのような方針を取るのかわからなかったのですが、これは中長期的な、それこそある意味でセーフティーネットかもしれませんが、中長期的に頼りになる制度として維持していきたいという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

【説明者】

はい。制度融資の一環ですので、景気が良くなれば自己資金でやりくりをする企業も出てくるだろうという考えがありました。政策目的からは、景気動向やセーフティーネットという意味合いが薄いというのは、ご指摘のとおりです。

【委員】

活動実績について、借入金利の補助（利子補給）累積件数の実績が70件程度となっていますが、この累積という意味は年度内での累積ということでしょうか。

【説明者】

数年間の償還がありますので、以前借りたものについて毎年利子補給があります。完済すると減っていきます。

【委員】

そうすると、21年度が77件で22年度が70件ということは、新規のものが少し減っているということですか。

【説明者】

かつて借りていたワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資の返済が終わって、利子補給が減ったということが大きな要因です。新規の融資件数が伸びていないということもあります。逡増はしていません。

【部会長】

前回の第3部会のヒアリングで、男女共同参画課からもご説明があったような気がしますが、このワーク・ライフ・バランスというのは、短期的には企業の負担になる可能性があるけれども、中長期的には企業の生産性を向上させるという意味で経営合理性があるという考えで、推進されていると理解してもよろしいのでしょうか。

【説明者】

はい。男女共同参画課も企業がワーク・ライフ・バランスの推進認定を受けることにより、

社員を大切にしている企業であるという象徴にもなり、例えば優秀な人材が集まるなど企業の成長につながり、CSRだけではない、企業の政策活動に資するとしていますので、ご意見のとおりと考えます。

**【部会長】**

事業によっては、ワーク・ライフ・バランスは企業に負担になるけれどもCSRで取組んでほしいというニュアンスの説明をされる場面があったりするので、一体どちらに軸足を置いているのかなと思っての質問です。短期的には矛盾するところもあって難しいとは思いますが、主たる軸足としては企業の生産性を中長期的に高めるものであるというお考えであるという気がしますが。

**【説明者】**

ご意見のとおりと考えます。

**【部会長】**

では、経常事業29のヒアリングを終了します。ありがとうございました。  
続いて、経常事業525の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

経常事業525「中小企業向け制度融資」についてご説明します。

中小企業融資制度は、3つの柱立てで構成しています。まず、融資の原資となる預託金を預け入れること、次に、中小企業の借りた借入金の利子を補給すること、最後に、中小企業が借りた信用保証料を補助していくことです。

後程一つずつ概要を説明しますが、一つの経常事業に、たくさんの個別の資金の利子補給制度がぶら下がっています。予算規模についても、20億円に迫る予算額を用意し、執行率もそれなりにあるというような事業です。

それでは、予算事業名「融資資金の貸付等商工業資金貸付」から、ご説明します。

これが、柱立ての一つである預託金です。当課では94の金融機関に対し、11億100万円の預託金を融資実績に応じて預託して、1年預けて返してもらい、また預けて返してもらうということを繰り返していき、これを貸付の原資としています。執行率は100%です。

あり方検討の必要性の欄について申し上げますと、この預託金というのは現在23区のうち制度融資を行っている区でも、半分近くが財政難という理由で、この預託制度をやめている、あるいは縮小しているという状況です。そういったこともあって、金融機関と定期的に会合を開き、預託金が金融機関としてもまだ必要なかを議論しています。その中でも、もう預託金がなくてもやっていけるという金融機関が半分、原資として預託してほしいという金融機関が半分という状況です。

したがって、原資で、そのうえ低金利で貸し付けるということもあり、区から一方的に預託を縮小していくことが難しい状況ですが、金融機関が独自に資金を調達できるようになれば、見直しても良いと考えています。

ただし、今のところ預託金があることによって、結果的に金融機関が制度融資を行ってくれ

ているという面もあり、中小企業の経営の安定化に間接的に寄与していると評価をしています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等商店会共同事業資金利子補給」についてご説明します。

区内の商店会、あるいは商店街振興組合などの団体に対して、資金需要が出てくるお中元や年末の時期の商戦のために、必要な運転資金を融資しているのですが、金融機関が定めている利率の1%分の利息を区が補助しています。なお、信用保証料は自己負担となっています。

この事業は、区が利子補給していくというものであり、お金を借りてでもお中元、年末商戦をやっていく団体にとって、役に立つ融資ですが、今のところ融資実績は毎年2件となっています。

方向性についてですが、23年度に商店会の調査を行った結果、多くの商店会は自己資金で現行のイベントを実施しているということがわかりました。また、一方で、少ない額の融資実績ではありますが、この制度融資があったおかげでイベントを継続して実施することができたという商店会もありました。また機会があれば利用してみたいという回答が40%以上ありました。

商店街の経営がなかなか難しくなっている状況で、この制度融資は、今後も商店街のセーフティーネットとして用意しておく必要があると認識しています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・環境保全資金利子補給」についてご説明します。

これも、政策誘導型の制度融資です。区内に対象となる施設を有している中小企業者を対象にしています。アスベストなどの公害対策、ISO14001の取得、東京都指定低公害車の購入、顧客のため受動喫煙防止装置の購入など、格別に環境保全対策を行ったものについて、先程のワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給と同じように、3分の2の利子補給をしており、自己負担は3分の1となっています。

実績についてですが、去年は6件で、執行率は43%でした。

方向性については、この制度を利用した中小企業者が営業用の低公害車などを購入するなどの実績が出ているので、環境の保全・改善にはプラスになっているという評価をしています。

ただし、それだけではなく、今後さらに環境の改善ということを広めるために、先程のワーク・ライフ・バランスと同じように、もう少しこの融資制度をPRしていく必要があると考えています。

また、先程委員からご指摘のあった「セーフティーネット」という記述が、ここでもできます。これについては、政策目的を踏まえると、中長期的に推進する必要があるという内容に修正すべきということで、口頭で訂正させていただきます。

したがって、「今後も」という記述や、「景気動向を踏まえ」といった記述も、先程の委員のご指摘を踏まえて、より一層制度を推進していくために努力していくというように訂正する必要があると考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・魅力ある商店街づくり資金利子補給」についてご説明します。

この対象は、商店会と商店街振興組合です。商店街振興組合は振興組合法人という法人格を

持っており、商店会は任意団体であるという違いがありますが、いずれにしても商店会と商店街振興組合に対して、カラー舗装、街路灯、案内板、ハード整備などの資金について利子補給をします。2.1%の利息に対して、半分を利子補給し半分が自己負担という形になっています。

事業コストは82万6,000円と少額ですが、東京都あるいは区共同で整備資金補助制度が設けられており、その制度を利用してもある程度自己負担が発生します。その自己負担分について、この事業を利用することにより融資を受けて、東京都の補助がおりたら返していくというのが実態です。したがって、街路灯やカラー舗装などの大規模な事業を行う際に、かなり役に立つ補助事業になっています。

#### 【委員】

類似関連事業のところに、東京都による融資はあるが、商店会向けの融資制度はないという記述があるのですが、今のご説明はどういうことなのでしょう。

#### 【説明者】

ここに書いてあるのは、融資のことです。今説明申し上げたのは補助金のことです。

都は、区と合わせて巨額な施設整備金を補助します。ただし、3分の1は自己負担であり、その自己負担分を区が低利で融資するという関係です。都はこういう融資まではやっていません。

方向性については、現状の予算規模を維持する必要があると考えており、今後実態を踏まえて予算精査をし、適切に運営していきます。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・地場産業振興資金利子補給」についてご説明します。

地場産業振興資金には、運転資金、設備資金、運転設備資金の3つがあります。

新宿区の場合、地場産業に染色業、印刷・製本関連業がありますが、業種を限定して、半額の利子補給を行っています。一方、信用保証料についても、半額を補助しています。予算規模については、平成21年は600万円の予算でしたが、昨年は370万円余となっており、順次実態に合わせて予算を絞っています。

利子補給の累積については記載のとおりですが、順次返済が終わった一方で、新規貸付が伸び悩んでいるということもあり、利子補給件数は逡減しています。

方向性についてですが、これも地場産業にとって資金繰りに資しているということもあり、事業の安定につながっていると考えています。ただし、これはまさに、今後ご説明していく中小企業の資金の一種ですので、セーフティーネットとして一定の余裕を持っていく必要がある一方で、景気の改善に伴って精査していくことも必要と考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・商工業緊急資金利子補給」についてご説明します。

これは、平成2年に創設され、震災対応型は24年3月31日をもって終了し、景気対応型の特例資金は23年9月で終了している事業です。

事業コストについては、3億4,000万円から5億円まで順次拡大し、借入金の補助額も約3,500件だったものが約5,000件に増えており、かなりの緊急対応を行ったものです。景気対応型の

特例資金のほかに、東日本大震災以降、震災被害を受けた方々に対して緊急に低利の融資を実施するなど、緊急対応を2本立てで行っていました。いずれも、事業は終了しています。

【部会長】

事業は終了していますが、利子補給自体はまだ残っていますよね。

【説明者】

利子補給は、予算的にまだ続きますが、新規融資はすでに終了しています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・店舗改装資金利子補給」についてご説明します。

店舗改装資金については、いわば小規模な事業者を対象に、店舗の内外装について半額の利子を補給し、信用保証料の半額を補助するというものです。

活動実績については、ほぼ横ばいです。

方向性についてですが、この制度を利用して融資を受け、その結果についても中小企業診断士が経営診断を行って必要に応じて現地に行ったりしていますので、そういう指導も含めて、融資を受けた中小企業に相乗的に良い結果が出ていると認識しています。

さらに、計画事業として、空き店舗の貸主に対してゼロ金利で融資を行っているところで、そうした事業と相乗的に行うことによって、にぎわいのあふれる商店街を創出することを目指しています。貸主の金利負担がない融資がなかなか無い中で、この制度融資は非常に効果的なものと認識していますが、目標である「商店街のシャッターを上げる」までにはなかなか進まないという課題があります。お金を貸すということだけでなく、総合的な政策として進めていかなければならないと考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・商工業年末特別資金貸付利子補給」についてご説明します。

これは、中小企業者の年末の資金需要が多い時期に絞って、300万円以下ではありますが2%の金利の半額を、11カ月以内で、短期的に資金需要があるところに貸し付けるというものです。信用保証料は全て区が負担します。

活動実績は、15件、10件、9件になっており、この制度融資が、資金需要がある企業に浸透していないとすれば、PRの問題があると思います。

中小企業者がこの制度を利用することによって、従業員のボーナス、年末の仕入れの運転資金、資金繰りの安定化などにつながっていると考えています。これについても、セーフティネットの一環として、一定の予算規模を持つておく必要もありますが、景気の動向に応じて予算精査はしていくべきものと考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・小規模企業資金利子補給」についてご説明します。

小規模企業というのは従業員が20名で、また卸売、小売、サービス業は5名の企業、こういう小規模企業を対象に、貸付限度額750万円以下で、年利2.1%の3分の2を区が補助し、信用保証料の2分の1も補助するというので、貸付を行っています。

予算規模としても、3,000万円余ということで、かなり使われている資金であり、利子補給

件数についても1,000件を超えています。一方、執行率については、6割程度になっています。

方向性については、先程と同様に、ある一定の余裕を持ち、景気動向によっては予算規模を絞り込んでもいいと考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・小規模企業特例資金利子補給」についてご説明します。

この事業の対象は、先程と同じですが、これがなぜ特例かという点、信用保証協会が全部保証するというものだからです。通常の融資というのは金融機関が2割、信用保証協会が8割という割合で信用保証を持ち合います。これは、全て信用保証協会が持つと、金融機関の融資責任がなくなり、無責任に融資をしてしまうというモラルハザードが起き始めたということがあったためです。今現在、一般的な融資というのは、信用保証料を払って保証し、2割は金融機関が責任を持つという形なのですが、この事業については、金融機関がなかなか貸さないようなところも貸せるように、信用保証料を保証協会が100%保証しています。

予算規模は2,500万円程で、利子補給の件数については年々徐々に増えているところです。

執行率についてですが、かつては150%と、予想以上に借りられていました。しかし、今ではいくらか景気が改善したためか、資金需要が落ちているような状況です。ただし、これについてもまだ予断を許さない状況もあるので、ある程度の余裕を持つ必要があると考えています。先程と同様に、何とか景気が良くなり、需要が減って事業が終了することが、中小企業対策としては良いことと考え、なるべく景気が良くなって中小企業が借りなくても済むようになってほしいと思っています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・創業資金利子補給」についてご説明します。

これは、創業という名前のおり、新宿で創業していただく方で、区内在住1年以上であれば都内の創業でもいいのですが、創業をする方について3分の2の利子を補給し、半額の信用保証料を区が持つというものです。

新宿の状況としては、廃業が創業を上回っており、新宿のこれからの中小企業対策とすると、新宿という交通アクセスの良さですとか、IT企業の進出のしやすさなどを考えて、創業しやすいところに後押しをしていき、何とか新宿の活性化に資するという目的で事業を行っているところです。

2,400万円の予算規模で実施しており、利子補給件数も少しずつ増えています。執行率についても、70%に迫っています。

これについても、セーフティーネットではありませんので、口頭にて訂正させていただきたいと思います。今後、この事業は、創業、空き店舗の活用、商店街の活性化というような総合施策の中で、相まって実施する必要があると考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・技術・事業革新資金利子補給」についてご説明します。

これは、技術・事業革新資金、事業転換、事業多角化の3類型があります。対象者には、3分の2の利子を補給し、信用保証の半額を補助しています。

先程から3分の2と申し上げていますが、これは格別に有利であり、区としては中小企業者を後押ししたいという気持ちがあります。この事業についても、中小企業の背中を押して、何とか活性化していきたいという思いがあります。

事業の実績についてですが、なかなか利用されていないというところがあります。これについて金融機関とも話をしているのですが、事業転換や多角化をしたいという中小企業者がいても、リスクを負えない企業が多いようで、周知徹底ということだけでなく、中小企業の業態転換や多角化の必要性を説明する、あるいは、成功モデルを示すなどということを行わないと、厳しいところがあるのではないかと考えています。

予測不可能ではありますが、このまま業態転換をしないと先行きが厳しいのではないかと考えていますので、この制度融資を単体で推し進めるのではなく、事業を転換するメリットを商工会議所等あらゆるところで説明した上で、中小企業者を応援していこうと考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・経営応援資金利子補給」についてご説明します。

これは、最近の3カ月、6カ月に営業利益が売上げで前年同期から比べて減少した場合について、半額の利子補給を行い、かつ信用保証料の2分の1を補助するというものです。

予算規模は400万円ほどで、実績は150件程度です。

本制度は、随時融資が受け付けられるという点で、使い勝手が良いと認識しています。

これについても、セーフティーネットの一環としてですが、景気動向を見た上で見直していく事業と考えています。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・区設小売市場利用者移転支援資金利子補給」についてご説明します。

これは、新規受付が既に終了している事業です。かつて、戸塚と四谷に区設の小売市場があったのはご存知でしょうか。小売市場が時代に合わないということで、市場内の事業者の方々には転居していただいたのですが、その転居費用を捻出するのが難しい事業者に融資をしていたものです。その利子補給が残っているために、この事業として残っており、3件の利子補給が終了すれば、事業としても終了します。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・情報技術活用促進資金利子補給」についてご説明します。

これは、法律で中小企業として認められている中小企業に対して、IT化の設備投資、あるいは、運転資金について3分の2を利子補給し、信用保証料の半額を補助するというものです。

130万円ほどの予算の中で、30件から20件の間の利子補給を行っています。

実際にこの制度を利用して、顧客管理システムや在庫管理システムを導入し、その結果、経営の改善につながったことがあります。これについても予算の執行率を踏まえて、景気動向などから、必要に応じて見直していくというものです。

続いて、予算事業名「融資資金等の貸付等・債務一本化資金利子補給」についてご説明します。

この債務一本化は、債務を一本化して償還金の軽減などに資するものです。これには条件が

あり、その一本化する債権は、新宿区または東京都の制度融資であること、信用保証協会の保証があること、2本以上の債務であることなどがあります。一本化することによって債務の負担が軽減できるものであれば、半額の利子を補給し、信用保証料も半分補助するものです。

この制度融資の実績は、年々増えています。予算規模についても、21年度には200万円程度だったものが、23年度には10倍の2,000万円になっており、それに伴って利子補給の件数も増えてきています。

債務を一本化することによって、償還期間が新たに長くなり、定額返済が緩和されていくというメリットがあるので、非常に多く利用されています。

先程の事業と同様、これについても、執行率や景気動向に応じて、見直していく必要があると考えています。

最後に、「融資資金等の貸付等・貸付信用保証料補助」についてご説明します。

これは信用保証料を全額補助する、あるいは、半額補助するということについて、信用保証額を予算化して、事業化したものです。

この事業は、単に保証料を出すという内容です。要は、融資が増えれば信用保証料が増え、融資が減れば減少するということになっており、活動実績を見ると、信用保証料補助件数は徐々に減ってきています。これについても景気動向を踏まえて予算精査をしていくというものです。

#### 【部会長】

ありがとうございます。では質問に入りたいと思います。

まず、私から質問します。情報技術活用促進資金利子補給というものがありませんでしたが、これは、当分事業を継続すると言われたように思うのですが、ある程度IT化が進行していき、それが普通のスタンダードになれば、需要なくなるような気もするのですが、そういうものではないのでしょうか。

#### 【説明者】

ご指摘のとおり、区としても政策を推進していく目的で事業を行っており、IT化が終われば、この事業は使命を終えるものと思っています。

ただし、中小企業を回っていますと、パソコンは持っているのに、例えばPOSシステムがまだ導入されていない、あるいは、職員の管理システムをまだ帳簿で行っていて、そこに人件費をかけているというような実態もあります。

したがって、他区よりは進んでいるかと思いますが、新宿全体を総合的に見ると、小規模の企業者のIT化がなかなか進んでおらず、人件費や時間をロスしているという実態がまだ散見されています。自己負担のない形で推進していかなければならないという認識を持っています。

#### 【委員】

返済はきちんとしてもらっているのでしょうか。

#### 【説明者】

貸付けは、区でなく金融機関が直接貸しています。返済できなくなった場合、先程申し上げ

た信用保証協会が代位弁済をします。保証人を立てていないので、それに代わっているということです。代位弁済率は、1割も無いぐらいです。1割というのは少ない数ではありませんが、9割以上は返済してもらっている状況です。

代位弁済してしまうと、結局、信用保証協会が回収するということになりますので、返済が危ういときは金融機関が条件変更します。例えば3年償還だったのを少し延ばすとか、そういった柔軟な対応をとっており、区の利子補給もそれによって応じていますので、条件変更などで何とかやりくりして返済してもらい、それでもだめなときは、代位弁済しています。

**【委員】**

区での実損はないのでしょうか。

**【説明者】**

ありません。厳密には、損するのは信用保証協会と金融機関ということです。例えば繰上げ完済で、信用保証料の返戻金が生じたのち、完済する前に倒産してしまうと、場合によっては回収不可能な返戻金などが少額ですが出てくることもあり得ます。

**【委員】**

政策誘導型の制度融資を実施していくときに、空き店舗の政策を借りてもらう人にどうするか、商店街としてどうするかとかいろいろあると思うのですが、まとめてやるということについては、本当にいいことですが、実際は所管部も分かれているなど、何しろそれを統一的に推進していくというのは、言うほど簡単ではないですね。

しかし、そういうことが大事だという問題意識が、ご説明を受けて理解できました。だから、そういうことを内部評価で書かないといけないのではないかと思うのです。

カラー舗装をする、街灯をつけるという事業をすることと、この補助金を出すという事業をすることは同じでしょうか。

**【説明者】**

補助金の財源の一部は、都から補填されますが、事業としては産業振興課が実施しています。

**【委員】**

では、カラー舗装をするという事業のときに、補助金の話も連携してうまくいくようにはなっているということですね。

それから、コンサルタントなど、何かコーディネートするような取組みがあるのであれば、あることによって事業がより良くなるように記述されたらよいのではないのでしょうか。

**【説明者】**

わかりました。

**【委員】**

景気の見方についてですが、景気が少し上向きだから利子補給や緊急融資の実績が落ちているということではなく、景気が相当深刻になっているから、もう借りてまで事業を継続する、新たに実施するという人が減ってきているのではないのでしょうか。

そこは判断の問題ですから、なぜ実績が減っているかということを解析していただくことま

で求めてはいないし、それから、景気がどうかということまで記述されていなくていいのですが、中小企業というものの性格を踏まえて、基礎自治体としては中小企業とともに歩むとか、何かそういうトーンの自己評価をされるのが大事なのではないのでしょうか。

それから、融資は区だけで行っているものではなくて、民間金融機関も審査しているわけですが、民間金融機関と組んで、審査の判断を共有化している、あるいは共有化していこうということが大事だと思います。もし、そういうことをやっているのであれば、そのこともお書きになる必要があると思います。

**【説明者】**

金融機関との連携ですが、実際、会合を持って金利を改定したりしています。また、中小企業が販路を拡大するために、区と金融機関共同でビジネス交流会なども行っています。記述はありませんが、区の役割として中小企業とともにやっていかないと意味がないと考えています。

**【委員】**

中小企業とともにという説明は良かったと思います。これだけのことをこれだけの時間で説明していただいたのは良かったと思います。しかし、内部評価書を読んだ限りでは、そのように受け取ることはできませんでした。

本日お話を聞いてよくわかりました。今後も頑張ってください。

**【説明者】**

ありがとうございます。

**【委員】**

予測ができればいいのですが、予測不可能だから大変だというのはすごくわかります。

それで、執行率が悪いというようなことで、先程他の委員からもご発言がありましたが、お金借りても無理ではないかというあきらめがあるのではないかと思います。ただし、そこはあきらめずに頑張ってやっていこうという姿勢を一緒に出していった方が、多少なりとも中小企業者を元気づけられるのではないのでしょうか。

かなり昔から利子補給の事業を行っていて、このように長くやっているところは、他の区でもなかなかないと思うのですが、いかがでしょうか。

**【説明者】**

資料はありませんが、他の区でも長くやっているところはいくつかあると思います。

**【委員】**

その中で新宿区は頑張ってやっているのですから、執行率が低くても気にしないでやってもらいたいという気持ちがあります。

**【部会長】**

今回から、経常事業評価の本格実施ということで、こちらとしても恐る恐るやっているわけですが、計画事業の場合、実行計画を勉強すれば、どういう考え方のもとにどういう事業が行われているかということがわかるし、全体の施策の中でこの計画事業がどういう意味を持っているかということもわかるのですが、経常事業はそうなっていません。

それが我々にとっても非常に難しいところで、例えば今の中小企業とともに歩むというような理念が、内部評価書を読めばわかるということではないわけです。中小企業とともに自治体が歩んで、いろんな景気のひずみみたいなものを緩和していくということは、恐らく中小企業関係の法律などに明記されている日本国という国の理念であって、それを受けてさまざまな取組みを行っているというのがあると思います。

**【説明者】**

ご意見のとおりです。

**【部会長】**

それは確固としたもので、我々も一応頭に入れて評価をしなければいけないはずなのですが、経常事業の場合、そういうことを勉強する文書や機会がない。それを今後工夫していかねばいけないと思いました。確かに、個々の内部評価書に書いていただくというのも一つの手段ではありますが、何かもう少し総括的なご説明なり何なりを伺うようなことが必要なのではないかと思います。

では、経常事業525のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

続いて、経常事業527の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

それでは、経常事業527「商工相談」についてご説明します。

事業手法にそって申し上げますと、まず一つ目に窓口型商工相談があります。これは、産業振興課の窓口で中小企業診断士の相談を受けるもの、また、先程ご説明した融資をするにあたってこの窓口相談を受けて中小企業診断士のアドバイスを受けた方に融資の紹介状を出すというものがあります。

それから、二つ目には経営相談があります。これはいわゆる派遣型商工相談で、中小企業診断士である非常勤職員の商工相談員を、制度融資を利用した中小企業に派遣して、必要に応じて経営診断などを行うものです。

三つ目には、商工アドバイザー派遣があります。これは派遣型商工相談と同じことではあるのですが、現在5名の商工相談員が窓口相談も行いながら派遣型相談も行っています。その他に中小企業診断士を指名して、必要に応じて派遣して経営診断やアドバイスを実施しています。この商工アドバイザーは、現在13名の登録があります。

このほか、商工相談とは性質が異なりますが、昨年から景気動向調査も行っています。「増加と答えた企業の割合」から「減少と答えた企業の割合」を差し引いた数値であるD I 値を使用し、業種別に業況や売上額等の調査を行って、これを経営診断の相談に活かす、あるいは、企業に直接提示するというので、商工相談に資しています。ビズタウンニュースという広報誌に、新宿区中小企業の景況が掲載されていますが、これは景況調査結果を簡略に表し、景況感を太陽マークや傘マークで示しています。実際には、必要に応じてもう少し細かい資料を提供できるような状態になっており、こういったものを含めて商工相談という事業を構築し、中小企業の窓口での相談や融資でのアドバイス、融資の実効性の確認等に役立てることをしてい

ます。

改革改善の内容について申し上げます。この事業は中小企業診断士が活躍していると考えていますが、中小企業診断士はどういう仕事をしているか、まだまだ知られていないこともあり、融資を受けた方々は窓口相談を活用する一方で、問題を抱えているのに相談等を受けない中小企業者に対して、この事業をどのように周知するかが一つの課題であると考えています。

中小企業診断士の具体的な仕事がよく分からないので、時間を作ってまで相談するまでいかないというお声も聞いています。まず中小企業診断士の仕事を周知していかなければならぬのではないかと、Bizタウンニュースなどを活用しての発信などを課題として考えています。

また、窓口相談だけではなく、直接現地に伺うようなことも行っていますので、これからもこの事業を継続していきたいと考えています。

次に、類似・関連事業についてですが、中小企業診断士の相談事業というのは、例えば中小企業振興公社、あるいは商工会議所などでも行っています。これらは大体自己負担が発生し、相談は1回限りというのが多いです。自己負担はできないが、アドバイスは受けたいという方々に対し、区が無料で相談事業を実施するところに、この事業の意義があると考えています。

#### 【部会長】

ありがとうございます。では、質問に入りたいと思います。

まず、中小企業診断士というのは、いつ頃からある資格なのでしょうか。

#### 【説明者】

いわゆる任意団体の資格ではなく、国家資格であり、数十年前からあるようです。

#### 【委員】

今ご説明いただいた内容を、内部評価の中でもう少し記述されたいのではないかと思います。例えば受益者負担の欄に、新宿区の場合は専門的な相談ではなく、どんな問題でも応じると記述されています。その表現に加えて、先程ご説明があったように、自己負担ができないような人にも応じている旨を記述されたらもっと良かったと思います。記述内容が今一つ足りないのもっと内部評価書の中で説明してもらえれば、より良い自己評価になるのではないかと思います。

それから、協働の欄について、協働のところをどういう表現にするかということがまた問題ですが、この診断を受けて良かったという感想をもった中小企業者に話をしてもらうということも含めて、この事業の良さを宣伝していくというようなことなどを行っているのであれば、ここに記述した方がよいと思います。

それから、この予算事業シートの必要性の欄について、「社会状況・情勢の変化に伴い、対象範囲を見直す余地がある事業」とありますが、この表現については。

#### 【事務局】

今の必要性の欄について事務局から補足させていただきます。この欄は選択できるようになっており、区分を選択しますと一定の決まった文言が出るようにしています。ですから、これは行政管理課で用意した文言です。各所管課が書いたものではありません。詳しい内容につい

では、改めて事務局よりご説明させていただきます。

**【委員】**

この事業は非常に有意義であると思います。自分の会社も2年続けて補助を受けたことがありますが、非常に良い事業だと思います。

中小企業診断士の派遣が終わった後は、うちで診断士を別途雇っているのですが、企画書の書き方、あるいは、各種行政に対する申請書の書き方など、そのあたりのことが一番有意義なところだと思います。これは非常にいいと思います。

**【説明者】**

ありがとうございます。

**【部会長】**

予算事業シートに事業費の主たる用途という欄があり、商工相談員の報酬を見ると、大体300万円ほどを5、6人の商工相談員に支払っているということですか。そうすると、中小企業診断士は、新宿で商工相談員として非常勤で働き、他でもいろいろ働いて、年間を通じてある程度生活できる資金を得ることができるということになるのですね。こういう専門職がある程度生活できるようにならないと、良い制度も稼働しないと思います。

ある程度専門職に対してしかるべきものを払っていくという態度は、いろんな経済主体で必要だと思います。

では、経常事業527のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

続いて、経常事業530の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

それでは、経常事業530「産業コーディネーターの活用」についてご説明いたします。

まず、事業概要についてです。この産業コーディネーターは、学識経験者等3名を、専門知識を有する者と位置づけ、専門性のある事業を展開する時に、随時、来てもらいアドバイスを受ける、あるいは、ものづくり事業補助金などの事業を実施する時などに、審査会委員を委嘱するなど、割と柔軟にその専門性を活かして、いわゆるアドバイザー的な立場で設置されているものです。

この事業は、平成15年から要綱を設けて実施しています。産業コーディネーターが常時いるということではなく、必要に応じて依頼するような形にしています。また、こういった方々が持っている人脈、あるいはネットワークなども非常に活用させていただき、経営改善などにも利用させてもらっているような関係です。

改革改善の内容について、審査会委員の役割について、要綱では職務を広い意味で定義しており、産業コーディネーター本人たちも、自分の役割としてどこまで専門性を発揮できるのかというところが明確でないと思っているところがあり、要綱を改正する必要があるのではないかと、役割を明確化していく必要があるのではないかと考えています。

なお、区長の附属機関として産業振興基本条例で設置した「産業振興会議」には、産業振興に関する大所、基本的な調査審議を主な役割としてお願いしており、産業コーディネーターに

は、随時、きめ細やかな具体的なアドバイスや提案をしていただいているところです。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。それではご質問等お願いします。

**【委員】**

この事業は必要であると思います。改革・改善のところで記述されているように、ある意味でのリスク対策であると思いますが、任期や役割というものを明確にする必要があるのではないかと、確かに思います。また、産業コーディネーターを入れた会議体のようなものをつくり、個別にも相談に乗ってもらおうというような形にするなど、何か工夫がいると思います。

内部評価の外部評価ですから、細かいところまで立ち入るつもりはありませんが、いずれにしろ、この問題についてももう少し危機感のある内部評価をしていただきたいと思います。

**【部会長】**

私はむしろ逆に、審議会などの明確な組織を置かずに、機動的に一番使い手のいい人を使うような仕組みである点にメリットがあると思います。資料を見ると、要するにそういうことなのではないでしょうか。その意味では、まさに先程委員の発言にあった危機感に対応する仕組みというものではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

**【説明者】**

まず、産業コーディネーターは非常勤職員ですので、任期を1年としています。また、会議というよりも、専門ではない我々が中小企業施策を考えるときに、必要に応じて相談させていただいています。確かに馴れ合いの関係になってはいけませんし、コーディネーターの知見だけでなく、様々な意見も集約していく必要があると思います。ただし、中小企業の実態に沿った、きめ細やかな施策を立てるのに、先生方の意見を適宜伺って参考にするという柔軟さはあっていいのではないかと思います。

**【委員】**

いずれにしても先生方に会議に出いただき、開かれた場でそのアドバイスを受けて、その中から必要なものを選択して取組むなど、いろいろ方法があるかと思います。現在企業でも、会議終了後に勉強会と称して先生方の話を聞いて勉強する、あるいは、現場の話聞く場をセッティングするなどの工夫をしています。内部評価するうえでは、そういったことまで検討された方がよいかと思います。

**【説明者】**

承知しました。

**【部会長】**

その意味では、要綱改正という問題意識を持っておられるのは、その方向のあらわれであると思うのですが。

**【委員】**

そうですね。そのところを工夫していただくといいかと思います。

【説明者】

わかりました。

【委員】

この先生はずっと同じ方なのでしょうか。

【説明者】

変わっています。かつては立教大学の先生がおられたこともありますし、今は、都立大学と高千穂大学の先生がおられます。

【委員】

あまり同じ人がやっている、偏っていくと思うのですが。

【説明者】

はい。そこはしっかりと見据えていきたいと思います。

【委員】

この産業コーディネーターの方は、産業振興会議の委員になっているのでしょうか。

【説明者】

1人だけ産業振興会議の委員になっています。委員にはなっていない方については、施策の展開のときにアドバイスをいただくということになります。産業振興会議の委員は、区民や公募委員、業界の代表者の方、学識経験者、中小企業専門家の方などです。

【部会長】

委嘱状などは出されるのですよね。

【説明者】

はい。

【部会長】

その意味では、それこそ慣れあいの関係で話を聞くというよりも、開かれた場において委員としてご発言いただくという仕組みですよ。

【委員】

女性の先生はいますか。

【説明者】

おります。高千穂大学の先生は、女性です。

【部会長】

では、経常事業530のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

続いて、経常事業537の説明をお願いいたします。

【説明者】

経常事業537「新宿ビズタウンネット」のご説明をします。

この事業は、新宿の産業政策発信、あるいは、新宿ものづくりマイスターや優良企業、イベントなどの情報発信を行うツールの一つとして、実施しています。これは、動画なのですが、そういった新しい、わかりやすい、魅力のあるものにして、例えばイベントなどは紙や写真で

見るより動画で見た方が面白そうだから行ってみようかなということのをねらいに、ビジュアル的に工夫して実施しています。

23年度実績でいうと年間5本、1本5分程度のものを制作しました。また、目標・指標について、アクセス数が1年で1,600件であり、極めて少ないという状況です。このことは一番の課題です。動画の編集5本で290万円、サーバが1年で約100万円、コンテンツ制作で42万円かかっており、情報発信をして何とか新宿の集客を増やす、あるいは、受注を拡大させるということで取り組んできたわけですが、アクセス数が非常に物足りないという内部評価をしています。分析結果についても、費用対効果があるのかということについて、YouTubeで配信しているのですが、配信方法などを検討していきます。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問をお願いします。

**【委員】**

ビズタウンネットを拝見したのですが、あまり面白みを感じません。昨年、商店街振興で、世界サミットのために新宿区が北京の王府井へ行ったときに制作した映像があるのですが、非常に躍動的な映像で、そういうものと比べると非常に面白くないと思います。平面的なものだという印象がします。

また、アクセス数が少ないのは、存在をあまり知られていないというのが大きいと思います。私は産業振興課の事業について詳しいつもりだったのですが、それでも知らなかったのです。区の公式HPにわかりやすくリンクされていないので、見る人がほとんどいないのではないかと思います。各課がそれぞれにページを作ってしまうので、区の公式HPを訪れた人がこのページに行きつかないのではないのでしょうか。そのあたりについては、もう少し改善の余地があるかと思っています。

**【説明者】**

確かにこのページを探しにいかないと、なかなか見つかりません。

**【委員】**

YouTubeで配信していますよというだけでは、とても一般の人には馴染まないですね。だから、まず新宿区から積極的に周知しなければいけないし、それから、ビズタウンネットという名前でこういうものが出てくるのは、理解しにくいような気がします。ですから、楽しい新宿、美しい新宿というような言葉を入れるなどして、ぱっと出てくるようにした方がよいと思うのですが。

**【部会長】**

何か事業の論評みたいになってしまいましたね。外部評価委員会としては、今ご説明のあった危機感というよりも、割と淡々と内部評価されているような印象があります。

**【委員】**

この動画を制作するために外部委託をしているということですが、こういう見せ方をしようという企画は、区の職員の方々が考えられているのでしょうか。

【説明者】

コンセプトについては我々が提示するのですが、受託者は動画のプロですので、そのコンセプトを活かして制作してくれています。区と受託者とでやりとりをしながら制作しています。

【委員】

では、こういうページにしたらいいいということも、事業者の提案ですか。

【説明者】

はい。昨年度、ヤフー動画に載せて、今年度からYouTubeに載せるなどです。

【部会長】

このページ自体はHPのデザイナーがやっていて、コンテンツの動画はまた別の民間業者に委託しているのでしょうか。

【説明者】

同じところに委託しています。

【委員】

他にもHPを活用した事業がありますが、区HPの中に様々なページやサイトが乱立していて、何がどこにあるのかよくわからないということがありました。

この事業の目的を見ると、区内の方というよりも、どちらかという区外の方たちに対して、新宿区にはこんな伝統的、魅力的なものがあるからぜひ来てください、買ってほしいということを目的としているということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

そうであれば、同じようなことを行っている部署があると思うのですが、そういう連携についての話し合いはされているのでしょうか。

【説明者】

例えば、新宿区の動画という分類では連携できると思うのですが、区民の方が目的を持って相当探さないと、この動画にたどりつかないというのは、確かにご指摘のとおりです。そういう意味でいうと、確かに連携は不十分です。新宿は楽しい、魅力的などという言葉を入れて、ぱっと出てくるのが理想と思います。

【委員】

内部評価にはそういうニュアンスがありませんよね。言ってしまえば、産業振興課では無理なのではないでしょうか。

【説明者】

基本的には、動画を制作しているのは2つの部署です。一つは、区政情報課で、広報ビデオを制作しています。もう一つは、産業振興課です。開始当時は2本立てでしたが、区のHPの中にそれぞれあったら見にくい、かつ、見つかりにくいということがあったので、区政情報課と連携し、一緒にしました。

区外の方も見るように、かつ、負担のかからないように、全て自前で、ヤフー動画で公開するという形をとりました。しかし、ヤフーが無料掲載動画を昨年度閉鎖してしまい、一方で、Y o u T u b eの方が拡大したので、区のHPを見なくても世界中から見られるように、現在はY o u T u b eで動画を公開しています。

ですから、一応一緒にやれるということではありますが、どのようにアクセスしてもらうか、新宿という言葉を入れたら、この動画を見られるようにするという手法があるのかなど、そういうことが検討課題と思っています。

**【委員】**

例えば、市谷柳町のサンバパレードを動画配信されていますが、有名な浅草のサンバカーニバルを見た人が、この動画を見るような仕掛けにしていく必要があるかと思います。

新宿区という枠組みだけではなく、社会の動きに連動するようにつくり変えていかなければならないから、結構難しいことだと思います。ですから、動画を制作する人だけで組んでも、そういうことはなかなかできないでしょう。

そういう意味で、内部評価の中で改善するというような内容が書かれていますが、この事業の中で改善するだけでは済まないのではないかという気がします。

**【委員】**

改革・改善の内容で、「費用対効果を踏まえた、事業者にとって情報を入手しやすい配信方法などを検討していく必要があります。」とありますが、この事業者というのは、例えば匠の方なのでしょうか。

**【説明者】**

そうですね。例えば、「技の名匠」などを発信したときに、そういった高い技術をビジネスなどの場面で活用してもらいたいというようなことがあります。

**【委員】**

他の事業主から学んでほしいという意味でしょうか。

**【説明者】**

できれば商売につなげてもらうような情報発信をしたいと考えています。いろいろな表彰をして今までの功績をたたえるだけではなく、それを発信することによって区内の事業者とビジネスマッチングをしてもらい、何とか販路拡大にもつなげることができたらよいという希望もあります。

**【委員】**

そういう意味なのですね。この文章だけ見ると、事業者が情報を入手するという意味と誤ってしまいました。

**【説明者】**

このネット自体については、例えば商店街やまちのイベントにしても、補助金をもらってイベントを行っていることを、そのイベントに参加していない人にも知ってもらう。お祭りなどに関心を持ってもらう。また、優良企業事業者についても表彰された事業者が、その動画を使

って営業に行くなど、単なる発信だけでなく、何か産業の実績として結びつけていけたらいいという思いがあります。

**【委員】**

そういう意味でしたら、むしろ補助金を使って事業を行っているものについて、モデル的に動画を制作して公開し、その動画を研修会やパネルディスカッションのときに出すなど、そういった提案を内部評価ですとといったことをしないと、動画のつくり方だけを評価しては、それは内部評価としては一部分なのではないでしょうか。

**【部会長】**

今のご指摘は重要ですね。もし、今のような使い方をするという、政策的な立場に立てば、必ずしもアクセス数は適切な指標とは言えないということにもなりますね。

**【説明者】**

制作した動画は、今ご意見いただいたような形で使用しています。

**【委員】**

使っているのですか。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

では、それを書いたほうがいいですね。

**【説明者】**

本当は、サイトにアクセスしてどんどん見てもらいたいという思いで制作していますが、副産物的なところでは、いろんな事業で活用しています。

本来目的としては、ネットで広めたいというものがあつたのですが、そのところが少し弱くなってしまうのが一番課題だと捉えています。

**【説明者】**

では、経常事業537のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

続いて、経常事業538の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

では経常事業538「新宿ビズタウンニュース」についてご説明いたします。

これは、ビズタウンニュースを年に4回、1万部ずつ発行するという内容で、各商店街、産業関連団体や組合などを通じて各社、金融機関、官公庁、就労支援センター等に周知しています。

ニュースの内容は、施策の紹介や、区の施策を使って成功した事例の紹介、商店街の話題など、多岐にわたっています。これを読む方は、一般区民というよりも事業者、商店街の経営者の方々を想定しており、施策等の紹介等を通じて活性化を図るという目的があるので、事業者に向けた季刊誌という位置づけで、6月、9月、12月、3月の4期にわたる発行物として工夫をしています。

総合評価にもありますが、年に4回の発行ということになると、発信するニュースとしてう

たっている割には、例えば国の緊急支援などが出た場合、タイムリーな情報提供ができないという課題があります。アンケートでは、読みやすく良いという意見をいただいています、我々の目的とすると、景況感などで現況を知ってもらうほかにも、こういった施策があつて成功した例もあるので、ぜひご活用くださいということを送信するというような目的もあります。

ニュースという名前にしては、なかなかニュース性がないという一方で、毎月、毎週で発行しようかということになると、そこまでの話題がないということもあります。今後、場合によっては、メールニュースにするのがいいのか、あるいは、もう少し部数を減らしてでも回数を多くしたほうがいいのか、検討すべき課題と認識しています。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

ビズタウンニュースは、町会にも配布しているのでしょうか。

**【説明者】**

町会には、配っていません。

**【委員】**

区内商店会には配っているのですね。

**【説明者】**

はい。

**【委員】**

ビズタウンニュースを拝見して、いろいろなお店が紹介されているなと思いました。一押しのお店という形で推薦されていますが、まち歩きのガイドにもこういう情報を流したほうが良いのではないのでしょうか。せっかくの良い情報は、ここで止めないで、いろいろなところに発信できるような処置をとっておいたほうが良いと思うのですが。町会にも、こういう情報を流してもらいたいとも思いました。

**【説明者】**

確かにご指摘のとおりです。この事業の目的は、一般区民というよりも中小企業向けであり、確かにその視点がなく、例えば今あった名店なども区の商店会連合会、あるいは、観光協会との関係で、今後どうしていくか考えていきたいと思います。単に内々でこういう情報を共有しても仕方ないというのは、まさにそのとおりであつて、その発信の仕方については工夫させていただきます。

**【委員】**

そうですね。

**【委員】**

この内部評価の書き方の問題ですが、事業評価のサービスの負担と担い手のところで明記されているように、産業振興課として中小企業等を意識しながら事業を行い、「適切である」と評価されており、それは当然であろうと認識しています。しかし、手段の妥当性のところで、

「改善が必要」と評価されていますが、そういうことではないのではないかと思います。

ここで言うおられるのは、多くの人に、とか、今どき電子版が一般化しているから、とか、何かそういう理由で、「改善が必要」と評価されているような感じがするわけです。目的に対してどうなのかということで評価されなければいけないのではないかと思います。発行方法の改善ということよりは、むしろ、活用というレベルでの改善というようなことを含めて、もう少し全体的に評価されるということが必要で、発行方法の問題としての改善ではないのではないかという感じがします。

**【部会長】**

事業の目的・指標のところでも、どのように活用されて、どういった反響があったかというように、そういった適切な指標はなかなかありませんと記述されています。

**【委員】**

いずれにしても、中小企業の業務拡大に資するよう、これを使っていくような媒体として改善するという当意が、もっと明確になるように内部評価されればよいのではないかという感じがします。発行方法だけではなくて。

**【委員】**

委託先は、こういうビジネス振興のテーマを専門にしたような企画製作会社を指定しているのでしょうか。

**【説明者】**

一般の入札にかけ、事業者を決めています。

**【委員】**

では、一般の入札ということは、金額だけでなく、こういう紙面にしたらいいというような提案、つまりプロポーザル的な意味合いも入った入札でしょうか。

**【説明者】**

いえ、一般的な競争入札です。

**【部会長】**

編集は産業振興課が行っているのでしょうか。

**【説明者】**

編集はどちらか一方が全て行うのではなくて、一緒にやっていくというスタンスで行っています。

**【部会長】**

編集もしている会社が入札しているということですね。

**【説明者】**

はい。

**【部会長】**

では、経常事業538のヒアリングを終了します。ありがとうございました。  
続いて、経常事業539の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

では、経常事業539「産業創造プランナー」についてご説明いたします。

文化創造産業の振興、育成、人材確保、情報整理などの専門知識、事業経験を有する者を産業創造プランナーとして2名設置し、雑誌社の経験者を1人と労働関係の経験者を1人ずつ雇っています。そういった専門性を生かした非常勤職員とともに、あるときはこのビズタウンニュースの編集を一緒に行い、他にも区職員が不得意とする文化創造産業的な部分を補って、日常的にいろいろ話し合いをしながら一緒に働いています。

また、産業コーディネーターは、学識経験者が専門的に区にアドバイスをする役割ですが、産業創造プランナーは、区の不得意な部分を補いながら、審議会の資料の作成やデータの集積など、様々なことをやっています。

したがって、先程の産業コーディネーターと同様に、もう少し役割分担を明確にしていく必要があると考えています。そういったところで、改善の方向性のところに、職務内容の追加などの検討が必要だと記述しています。

ここについても、人件費がかかっており、いつまでこういう人たちに頼っていくのかという一方で、正規職員を雇えばもっとコストがかかりますから、どのように活かしていくか、時代も変化していますので、この辺の見切りを考えていくことも必要と考えています。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

例えば、私の経験で言うと、10年ほど前に自社の産業転換をしました。そのときに一番良かったのは、まだ商工観光課のときでしたが、今は大成功されている社長を呼んできて創業時の苦労話をしてもらったことです。その話を聞いて、僕らもできるのではないかと思い、自社の産業転換を図りました。だから、こういう産業創造プランナー、あるいは、商工相談など、こういう事業は非常に有意義だと思いますので、ぜひ進めてほしいと思います。

ただし、そういうことをやっているのを、みなさん知らないですね。うちの商店街の人たちでも相当建物は持っていますが、次に何をしようかというときに、そういう相談窓口があるということを誰も知らないです。もっと広報を充実させれば、こういう事業はもっと生きてくるのだと思います。頑張ってください。

**【説明者】**

ご意見のとおり、この事業に限らず、こういう制度融資があったのかというお声はよく聞きます。困ったときに初めて知るといふことがあるようです。ただし、私たちは、もちろんみなさんに知ってもらうのは最善の方法として、誰かが困ったときのために用意しておくことも重要と考えています。

**【委員】**

事業目的を拝見すると、文化創造産業の育成に向けた「場と仕組み」をつくるために情報化を図るとありますが、これだけだと、行政としての目的が何であるかということが少しわかり

にくいと思います。もう少し、行政としての目的が何であるかということ、まず内部評価として明記していただきたいということです。

それをはっきりさせた上で、事業評価のサービスの負担と担い手のところについて、役所の仕事に有益なプランナーがいるという内容だと読み取りました。しかし、そういうことではなくて、こういった事業を行っていくために、区民の期待にこたえるためにやっているのだということをもっと明記しなければ、これでは内部評価の仕方がおかしいのではないかとわかってしまうのではないのでしょうか。

手段の妥当性や効果的効果的の評価も同じことですが、この産業創造プランナーという事業が、区民のために、区政の中でどういう役割を担っているかというのを、もう少し違う切り口で評価していただいたらどうかと考えます。

**【部会長】**

それに関連して、この事業で非常勤職員を採用されていますが、この事業目的を達成するために、こういう専門性のある人を雇うために、非常勤職員を雇用しているという説明が十分にできることが重要なのではないかと思います。任期つき公務員を採用するというのは、こういった専門性を持った人を機動的に雇いたいがためのことですよね。

**【委員】**

効率的・効果的のところ、24年度の定数については削減の方向で対応したとありますが、これは、3人から2人にしたことについて、もっと増やさなければならないということで改善が必要と評価されたのでしょうか。

**【説明者】**

今年度1人削減したので3人から2人にしたということです。

**【部会長】**

それで、改善が必要というのは、そのことが改善ということなののでしょうか。

**【説明者】**

削減によって改善されたということです。

**【部会長】**

では、計画事業539のヒアリングを終了します。ありがとうございました。  
これで閉会とします。

<閉会>